

岡山大学国際戦略会議に関する規程

〔平成31年 4月1日〕
〔岡大規程第87号〕

（設置）

第1条 岡山大学（以下「本学」という。）に、本学の全学的な国際戦略を企画立案し、組織的な展開を図ることを目的として、岡山大学国際戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

（業務）

第2条 戦略会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 本学の基本方針に基づいた国際戦略の策定に関すること。
- 二 国際戦略に基づく戦略的国際交流活動の企画、立案及び推進に関すること。
- 三 国際化に関する課題の分析及び調査に関すること。
- 四 その他本学の国際戦略に関する必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教学担当理事
 - 二 国際担当副学長
 - 三 学長が指名する副学長
 - 四 研究科長又は副研究科長のうち、次に掲げる者
 - イ 人文社会教育学系の研究科から、次項に規定する議長が推薦する者 1人
 - ロ 自然生命科学系の研究科から、次項に規定する議長が推薦する者 1人
 - ハ 医歯薬学系の研究科から、次項に規定する議長が推薦する者 1人
 - 五 国際部長
 - 六 国際企画課長
 - 七 留学交流課長
 - 八 その他次項に規定する議長が必要と認める者
- 2 戦略会議に議長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
 - 3 議長は、戦略会議を主宰する。
 - 4 戦略会議に副議長を置き、第1項第2号及び第3号のうちから、議長が指名する。
 - 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第5条 戦略会議に、戦略会議の目的を達成するため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、国際の専門的知識を有するもののうちから、議長が指名する。

(ワーキンググループ)

第6条 戦略会議に、その業務に関する調査、企画、立案等を行わせるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 戦略会議の事務は、国際部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、岡山大学国際センター国際戦略会議設置要項（平成20年9月2日学長裁定）及び岡山大学国際戦略会議設置要項（平成24年3月28日学長裁定）は廃止する。